# V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

	当期末	<del>.</del>	前期	(単位:千円)
			則规	
項    目		経過措置 による		経過措置 による
		不算入額		不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	2, 353, 283		2, 257, 028	
うち、出資金及び資本準備金の額	588, 510		581, 979	
うち、再評価積立金の額	0			
うち、利益剰余金の額	1, 778, 658		1, 695, 005	
うち、外部流出予定額 (△)	10, 460		17, 566	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 3,424		△ 2,390	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7, 944		3, 630	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7, 944		3, 630	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の				
額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
				/
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経 過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2, 361, 227		2, 260, 658	
コア資本に係る調整項目	L			
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の 額の合計額	136			990
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	136			990
L   操延税金資産(一時差異に係るものを除く。) の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの の額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する ものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの の額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する ものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	136			

	•		1	(単位:千円)
	当期末	₹	前期	末
項目		経過措置		経過措置
		による		による
		不算入額		不算入額
自己資本	T		1	
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	2, 361, 091		2, 260, 658	
リスク・アセット等	T			
信用リスク・アセットの額の合計額	11, 037, 246		10, 151, 126	
資産(オン・バランス)項目	11, 037, 246		10, 151, 126	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2, 570, 604		△ 3, 859, 635	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)に係るものの額	545		990	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリ				
スク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延 税金資産に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払 年金費用に係るものの額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに 係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を 用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	2, 571, 150		3, 860, 625	
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1, 347, 941		1, 341, 405	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額	12, 385, 187		11, 492, 531	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)				
自己資本比率	•		ı	
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	19. 06%		19. 67%	
	•	•	•	

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては、標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法 の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
  - 3. 当 J Aが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

# 2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:千円)

	平成 26 年度			平成 27 年度			
	エクスホ゜ーシ゛ャー	リスク・	1	エクスホ゜ーシ゛ャー		所要自己資本額	
信用リスク・アセット	の期末残高	アセット額	b=a×4%	の期末残高	アセット額	b=a×4%	
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	a	, ,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	a	, ,	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	613, 623			601, 732			
我が国の地方公共団体向け	961, 972			863, 567			
地方公共団体金融機関向け							
我が国の政府関係機関向け							
地方三公社向け							
金融機関及び第一種金融商品取引 業者向け	26, 138, 322	5, 227, 664	209, 106	27, 616, 965	5, 523, 393	220, 936	
法人等向け	72, 720	71, 692	2, 867	83, 412	83, 412	3, 336	
中小企業等向け及び個人向け	311, 027	159, 168	6, 366	303, 908	227, 931	9, 117	
抵当権付住宅ローン	105, 820	34, 729	1, 389	94, 925	33, 223	1, 329	
不動産取得等事業向け						0	
三月以上延滞等	71, 427	21, 486	859	18, 568	24, 765	991	
信用保証協会等保証付	1, 938, 125	189, 011	7, 560	1, 809, 818	180, 981	7, 239	
共済約款貸付	1,888			1, 673		0	
出資等	244, 881	244, 881	9, 795	250, 911	250, 911	10, 036	
他の金融機関等の対象資本調達手段	2, 689, 510	6, 723, 776	268, 951	2, 402, 896	6, 007, 242	240, 290	
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	14, 241	35, 602	1, 424	17, 807	44, 519	1, 781	
複数の資産を裏付とする資産(所 謂ファンド)のうち、個々の資産 の把握が困難な資産						0	
証券化						0	
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの		△ 3, 859, 635	△ 154, 385		△ 2,570,605	△ 102, 824	
上記以外	1, 479, 861	1, 302, 748	52, 109	1, 554, 442	1, 335, 697	53, 428	
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	34, 643, 423	10, 151, 126	406, 045	35, 653, 463	11, 037, 246	441, 490	
CVAリスク相当額÷8%						0	
中央清算機関関連エクスポージャー						0	
信用リスク・アセットの額の合計額	34, 643, 423	10, 151, 126	406, 045	35, 653, 463	11, 037, 246	441, 490	
オペレーショナル・リスク	オペレーショナ	ル・リスク相当	所要自己資本額	オペレーショナ	トル・リスク相当	所要自己資本額	
に対する所要自己資本の額	額を8%で	余して得た額		額を8%で	余して得た額		
<基礎的手法>	8	a	$b = a \times 4\%$		a	$b = a \times 4\%$	
		1, 341, 405	53, 656	1, 34	7, 941	53, 917	
	リスク・アセッ	卜等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセッ	ノト等 (分母) 計	所要自己資本額	
所要自己資本額計	(	2	$d = c \times 4\%$		С	$d = c \times 4\%$	
		11, 492, 531	459, 701	12, 38	85, 187	495, 407	

# (注)

- 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人

等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

- 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5. 「証券化 (証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある 二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に かかるエクスポージャーのことです。
- 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等)および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
- 7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%) の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷8%

#### 3. 信用リスクに関する事項

#### ①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けの みを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。
  - ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
  - ·株式会社日本格付研究所(JCR)
  - ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
  - ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ (S&P)
  - ・フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)
- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
(長期)		
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
(短期)		

# ②信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業務別、残存期間別)及び3月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

			平成 2	6 年度			平成 2	7 年度	D /3   1/
		信用リスクに				信用リスクに			
	項目	関するエクス	うち	うち	三月以上延滞	関するエクス	うち	うち	三月以上延滞
		ポージャーの	貸出金等	債券	エクスポー	ポージャーの	貸出金等	債券	エクスポー
		残高			ジャー	残高			ジャー
	農業	95	95		7	87	87		
	林業								
法	水産業								
	製造業	0	0		0				
	鉱業								
	建設・不動産業								
	電気・ガス・熱 供給・水道業								
	運輸・通信業								
人	金融・保険業	26, 703	636	110		28, 246	637	30	
	卸売・小売・飲 食・サービス業								
	日本国政府・地 方公共団体	1,633	818	814		1, 516	813	702	
	上記以外	52	52			56	56		
個	人	2, 524	2, 497		62	2, 403	2, 377		51
そ	の他	3,632				3, 342			
業	種別残高計	34, 643	4, 101	925	71	35, 653	3, 973	732	51
1	年以下	26, 424	274	192		27, 993	282	131	
1	年超3年以下	275	143	131		77	77	0	
3	年超5年以下	535	335	200		804	404	400	
5	年超7年以下	770	369	400		572	372	200	
7	年超10年以下	654	654			432	432		
1	0年超	1, 531	1, 531			1, 579	1, 579		
期	限の定めのないもの	4, 451	791			4, 192	824		
残	存期間別残高計	34, 643	4, 101	925		35, 653	3, 973	732	

#### (注)

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
- 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月 以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
- 5. 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略して おります。

											(+-	□ : 日 :	/2   1/
			平成26年度					平成27年度					
	項 目	期首残	期中	期中海	載少額	期末残高	貸出金	期首残	期中	期中海	或少額	期末残	貸出金
		高	増加額	目的使用	その他	朔木戏向	償却	高	増加額	目的使用	その他	高	償却
_	般貸倒引当金	5	3	-	5	3		3	-	-	0	-	
個	別貸倒引当金	78	51	0	77	51		51	49	0	51	49	
	農業	8	7		8	7		7	4		7	4	
	林 業												
法	水産業												
	製造業	8		0	7								
	鉱 業												
	建設・不動産業												
	電気・ガス・熱 供給・水道業												
	運輸・通信業												
人	金融・保険業												
	卸売・小売・飲 食・サービス業												
	上記以外												
	個 人	61	43		61	43		43	37		43	37	
業	種別計	78	51	0	77	51		51	49	0	51	49	

(注) 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略して おります。

# ④信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:千円または百万円)

百	項 目		平成26年	度	平成27年度		
- 特			格付なし	計	格付あり	格付なし	計
	リスク・ウェイト0%		1,906	1, 906		1838	1838
	リスク・ウェイト2%						
	リスク・ウェイト4%						
	リスク・ウェイト10%		1,890	1,890		1765	1765
	リスク・ウェイト20%		26, 144	26, 144		27621	27621
信用リスク	リスク・ウェイト35%		99	99		90	90
削減効果勘案	リスク・ウェイト50%		45	45		30	30
後残高	リスク・ウェイト75%		212	212		203	203
	リスク・ウェイト100%		4, 205	4, 205		2237	2237
	リスク・ウェイト150%		11	11		1734	1734
	リスク・ウェイト200%						
	リスク・ウェイト250%		130	130		133	133
	その他						
リスク・ウェイト12	50%						
	計		34, 644	34, 644		35,645	35,645

- (注)1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
  - 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、 「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。

- 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又は、クレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

# 4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 〔記載例〕

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、 エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど 信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成2	6年度	平成2	7年度
区分	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け				
我が国の政府関係機関向け				
地方三公社向け				
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け				
法人等向け	1		22	
中小企業等向け及び個人向け	3		1	
抵当権住宅ローン				
不動産取得等事業向け				
三月以上延滞等				
証券化				
上記以外	35		32	
合 計	39		56	

(注)

- 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)ことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーのことです。
- 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国債開発銀行向け・取立未済手形・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
- 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 該当する取引はありません。
- 6. 証券化エクスポージャーに関する事項 該当する取引はありません。

- 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
  - ①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 [記載例]

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①系統及び系統外出資、②子会社及び関連会社株式に区分して管理しています。

- ①系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた 連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行なっています。
- ②子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JAの事業のより効率的運用を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月敵機的な連絡会議を行なう等適切な業務把握に努めています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②子会社及び関連会社株式については 取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の 変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

※子会社及び関連会社株式が無い場合は該当箇所を削除すること。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	平成2	6年度	平成27年度		
区 分	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額	
上場					
非上場	2, 366	2, 366	2, 016	2, 016	
合 計	2, 366	2, 366	2, 016	2, 016	

- (注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。
- ③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	平成26年度			平成27年度			
売却益 売却損 償却額			売却益	売却損	償却額		
_	_	_	_	_	-		

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券 としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

平成2	6年度	平成2	7年度
評価益 評価損		評価益	評価損
_	_	_	_

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

平成2	6年度	平成27年度		
評価益	評価損	評価益評価損		
_	-	_	_	

#### 8. 金利リスクに関する事項

#### ①金利リスクの算定方法の概要

#### [記載例]

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理要領」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に〇%変動した時(ただし0%を下限)に発生する経済価値の変化額(低下額)を 金利リスク量としてを毎月算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0~5年の期間に均等に振り分けて(平均残存 2.5年)リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。 金利リスク=運用勘定の金利リスク量+調達勘定の金利リスク量(△)

算出した金利リスク量は、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。 また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

# ②金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位:百万円)

	`	1
区 分	平成26年度	平成27年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	0	0